

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年 1月28日
【会社名】	株式会社桑名カントリー倶楽部 (注) 当社は平成25年 4月 1日設立予定の新設会社であり、 組織再編成対象会社である株式会社桑名カントリー倶 楽部(平成25年 4月 1日をもって商号を「株式会社桑 名カントリー倶楽部六石コース」に変更予定。以下、 「新設分割会社」又は「現株式会社桑名カントリー倶 楽部」といいます。)とは別会社であります。
【英訳名】	The Kuwana Country Club Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐伯 進
【本店の所在の場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	0594-31-5111
【事務連絡者氏名】	株式会社桑名カントリー倶楽部 常務取締役 三澤 孝行 (注) 上記の株式会社桑名カントリー倶楽部は新設分割会社 であります。
【最寄りの連絡場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	0594-31-5111
【事務連絡者氏名】	株式会社桑名カントリー倶楽部 常務取締役 三澤 孝行 (注) 上記の株式会社桑名カントリー倶楽部は新設分割会社 であります。
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	1,255,608千円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、新設分割 会社の平成24年 9月30日現在の貸借対照表に基づいて 算出した承継純資産額の見込額を記載しております。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,620株	完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用していません。

(注) 普通株式は、平成25年1月10日に開催された新設分割会社の新設分割計画承認に係る取締役会及び平成25年2月14日開催予定の新設分割会社の臨時株主総会の新設分割計画承認決議に基づいて発行する予定であります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

新設分割によることとします。

(注) 1 上記新設分割は、新設分割会社が、平成25年2月14日開催予定の臨時株主総会による新設分割計画の承認を条件に、平成25年4月1日(予定)を効力発生日として、新たに設立する当社に法令上若しくは契約上承継できないものを除き、新設分割会社の事業に関して有する一切の権利義務を承継させる新設分割(以下、「本件分割」といいます。)です。

2 当社は本件分割に際して普通株式1,620株を新たに発行し、その全てを新設分割会社に交付いたします。新設分割会社はこれを効力発生日における新設分割会社の株主名簿記載の株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって剰余金として配当します。発行価格の総額は、本届出書提出日において未確定であります。新設分割会社の平成24年9月30日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産額の見込額は1,255,608千円であり、発行価格の総額のうち90,000千円が資本金に組み入れられます。

##### (2)【募集の条件】

該当事項はありません。

##### (3)【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### (4)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

該当事項はありません。

##### (2)【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

##### (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

**5【新規発行社債（短期社債を除く。）】**

該当事項はありません。

**6【社債の引受け及び社債管理の委託】**

**（１）【社債の引受け】**

該当事項はありません。

**（２）【社債管理の委託】**

該当事項はありません。

**7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】**

該当事項はありません。

**8【新規発行カバードワラント】**

該当事項はありません。

**9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】**

該当事項はありません。

**10【新規発行による手取金の使途】**

**（１）【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

**（２）【手取金の使途】**

該当事項はありません。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1．新設分割の目的及び理由

日本のゴルフ業界を取り巻く環境は、長引くデフレに加え、リーマンショック、東日本大震災の影響で景気回復が足踏みしております。さらに、外資系企業の参入により料金価格の低廉化が進むなど大きな変革の時期を迎えております。今後も経営環境の変化は加速していくものと想定され、このような環境変化へのスピーディーな対応や永続的な成長を実現する事が求められます。新設分割会社はゴルフ場経営事業とゴルフ場賃貸事業を行っておりますが、最適な組織体制として各事業の自立的経営による効率経営の実現を目的として、新設分割の方法により新たに当社を設立し新設分割会社のゴルフ場賃貸事業を分割、承継することを予定しています。

##### 2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

##### (1) 提出会社の企業集団の概要

##### 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社桑名カントリー倶楽部		
(2) 事業内容	ゴルフ場賃貸事業、又それに付帯する一切の事業		
(3) 本店所在地	三重県桑名市大字嘉例川861番地		
(4) 就任予定の代表者及び役員	代表取締役社長	佐伯 進	現株式会社桑名カントリー倶楽部 代表取締役社長
	常務取締役	三澤 孝行	現株式会社桑名カントリー倶楽部 常務取締役
	取締役	大矢 正明	
	取締役	岡谷 篤一	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	取締役	加藤 進	
	取締役	加藤 倫朗	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	取締役	小林 昭三	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	取締役	柴田 昌治	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	取締役	土屋 嶮	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	取締役	夏目 和良	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	取締役	西村 憲一	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	取締役	村瀬 満比伍	現株式会社桑名カントリー倶楽部 取締役
	監査役	野本 幸克	現株式会社桑名カントリー倶楽部 監査役
	監査役	大鹿 武雄	現株式会社桑名カントリー倶楽部 監査役
監査役	児玉 昭	現株式会社桑名カントリー倶楽部 監査役	
(5) 資本金	90,000千円		
(6) 純資産	1,255,608千円		
(7) 総資産	1,847,310千円		
(8) 決算期	3月31日		

(注) 純資産の額及び総資産の額は、新設分割会社の平成24年9月30日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

提出会社の企業集団の概要  
該当事項はありません。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係  
該当事項はありません。

役員の兼任関係  
当社の就任予定の役員と組織再編成対象会社である新設分割会社の役員との兼任関係については、前記「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の概要」に記載のとおりです。

取引関係  
該当事項はありません。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1. 新設分割計画の内容の概要

新設分割会社は、平成25年1月10日開催の取締役会において、平成25年4月1日をもって、法令上若しくは契約上承継できないものを除き、新設分割会社のゴルフ場賃貸事業の権利義務を新たに設立する当社に承継させる新設分割を行うことを決定し、本件分割に係る新設分割計画書を作成いたしました。なお平成25年2月14日に開催予定の新設分割会社の臨時株主総会において、当該新設分割計画の承認が付議される予定です。

2. 新設分割計画の内容

新設分割計画書（写）

株式会社桑名カントリー倶楽部（平成25年4月1日付で「株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のゴルフ場賃貸の事業を新設会社（以下「新会社」という）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割を行なう。会社分割計画は以下のとおりである。

第1条 新設分割

当社は、本計画書に従い、本件事業に関して有する権利義務を分割により設立する新設会社に承継させる。

第2条 商号変更

本件新設分割に伴い、当社は平成25年4月1日にその商号を「株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース」へ変更する旨の議案を第9条に定める臨時株主総会に上程し、新会社の商号は、当社の現商号と同一の「株式会社桑名カントリー倶楽部」とする。

第3条 新会社の定款の規定

新会社の本店所在地は、三重県桑名市大字嘉例川861番地とし、新会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

第4条 新会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人の名称

（設立時取締役）

佐伯 進、三澤 孝行、大矢 正明、岡谷 篤一、加藤 進、加藤 倫朗  
小林 昭三、柴田 昌治、土屋 嶮、夏目 和良、西村 憲一、村瀬 満比伍

（設立時監査役）

野本 幸克、大鹿 武雄、児玉 昭

（設立時会計監査人）

櫻井公認会計士事務所 櫻井 由美子

第5条 新会社の資本金及び準備金

新会社の資本金	9,000万円
新会社の資本準備金	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記資本金の額を控除して得た金額
新会社の利益準備金	0円

第6条 承継する権利義務

本件新設分割により、新会社は、新会社設立の日において、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおり、当社のゴルフ場賃貸の事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、当社から新会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第7条 新会社は、本件新設分割に際し、第6条の権利義務の対価として普通株式

1,620株を当社に対して交付し、当社はこれを分割をなすべき日（以下「分割期日」という）における当社の株主名簿記載の株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって剰余金として配当する。

第8条 会社分割の効力発生日

会社法第924条第1項第1号に基づき、分割期日は平成25年4月1日とする。但し、新設分割の進行に応じ、必要あるときは、当社、新会社協議のうえ、これを変更することができる。

第9条 会社分割計画承認の株主総会

当社は、平成25年2月中旬開催予定の臨時株主総会において、本契約について会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第10条 善管注意義務

当社は、本計画書作成の日から本効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行および財産管理を行い、その財産および権利義務について重大な影響を及ぼす行為については、当社の取締役会においてこれを行うものとする。

第11条 条件変更

本計画作成後、分割期日までに天変地異その他の事由により本件分割が不相当と認められる特段の事由が生じた場合には、本計画を変更し、又は本計画を中止することができる。

第12条 本計画の効力

本計画は、第9条に定める臨時株主総会の承認が得られない場合、国内外の法令に定める関係官庁の承認が得られない場合、または前条に従い本計画が中止された場合には、その効力を失う。

## 第13条 規定外事項

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社の取締役会の決議をもってこれを決定する。

上記計画を証するため、本書を作成し、当社が記名押印する。

平成25年 1月10日

三重県桑名市大字嘉例川861番地  
株式会社桑名カントリー倶楽部  
代表取締役社長 佐伯 進

## 株式会社桑名カントリー倶楽部 定款

## 第1章 総則

第1条 当社は株式会社桑名カントリー倶楽部と称する。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ゴルフ場賃貸事業

2. 前号に付帯関連する一切の事業

第3条 当社は本店を三重県桑名市大字嘉例川861番地に置く。

第4条 当社の公告は中日新聞に掲載する。

## 第2章 株式

第5条 当社の発行可能株式総数は1,800株とする。

第6条 当社の発行する株式は無額面とする。

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

第8条 当社の発行する株式はすべて記名式とし、その株券は1株券とする。

第9条 当社の株主は、人格なき社団桑名カントリー倶楽部へ入会申込みの権利を得られ、当社の賃貸するゴルフ場を使用することができる。

第10条 当社の株式については、その名義書換または質権の登録、若しくは信託財産の表示およびその抹消を請求しなければならない。株券の紛失に依る再発行の手数料は実費とする。

第11条 株主（未成年者、または法人のときはその法定代理人）はその氏名住所ならびに印鑑を会社に届出しなければならない。これを変更したときも同様である。

## 第3章 株主総会

第12条 定時株主総会は毎事業年度の末日から3ヶ月以内に、これを招集し、臨時株主総会は随時必要の都度これを招集する。

第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役に事故があるときは取締役会において議長を選任する。

第15条 株主総会決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、取締役および監査役の選任決議をなすについては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しなければならない。

会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

第16条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は当社の株主にかぎる。

第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載して、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印するものとする。

## 第4章 取締役及び取締役会

第18条 当社の取締役は20名以内とする。欠員が生じた場合でも法定の最低数を欠かさず、且つ職務の遂行に支障のないときは次期定時株主総会または次期改選期まで、その補欠選任を延期することができる。

第19条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任決議は累積投票によらない。

第20条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。補欠または増員により就任した取締役任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。



- 第21条 当社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
- 第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第23条 取締役をもって取締役会を組織する。  
取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発行することができる。  
ただし緊急のときは短縮することができる。
- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし代表取締役に欠員または事故があるときは、専務取締役、常務取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 第25条 取締役会は会社の職務執行を決定し、代表取締役が業務を統括する。専務取締役、常務取締役は代表取締役を補佐してこれを分掌する。ただし代表取締役に欠員または事故あるときは、専務取締役、常務取締役が職務を代行する。
- 第26条 取締役会の決議は、取締役の2分の1以上に当る取締役が出席してその取締役の2分の1以上の多数をもってこれを決す。
- 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決意があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。
- 第28条 取締役会の議事の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、出席した取締役および監査役これに記名捺印するものとする。
- 第29条 取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定める。代表取締役は会社を代表し取締役会の決議により業務を執行する。
- 第30条 取締役会の決議をもって取締役会長、社長、専務取締役、常務取締役を置くことができる。  
社長は会社を代表し、社務を統括する。  
専務取締役、常務取締役は社長を補佐し、会社の日常業務の処理にあたる。
- 第31条 会社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問および相談役を置くことができる。

#### 第5章 監査役および監査役会

- 第32条 当社の監査役は5名以内とする。欠員が生じた場合でも法定の最低数を欠かず、且つ職務の遂行に支障のないときは次期定時株主総会または次期改選期までその補欠選任を延期することができる。
- 第33条 監査役は株主総会において選任する。監査役の選任決議は累積投票によらない。
- 第34条 監査役の任期は、選任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  
補欠または増員により就任した監査役任期は他の現任監査役の残任期間と同一とする。
- 第35条 当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
- 第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。
- 第37条 監査役をもって監査役会を組織する。  
監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までにこれを発行するものとする。  
ただし緊急のときは短縮することができる。
- 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 第39条 監査役会の議事の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、出席した監査役はこれに記名捺印するものとする。

## 第6章 会計監査人

第40条 当社は会計監査人を置く。

第41条 会計監査人は株主総会において選任する。

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条 当社は会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。  
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第7章 計算

第44条 当社の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第45条 利益配当金は毎事業年度末現在の株主に支払う。ただし支払い開始の日から3年を経過したときは、その配当金は当会社に帰属する。

### 承継権利義務明細表

新会社の設立の日において、新会社が本件新設分割により当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は以下のとおりとする。なお、承継する資産及び負債については平成24年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新会社の設立の前日までの増減を加味した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

本件事業に属する現金・預金

##### (2) 有形固定資産

本件事業に属する建物、構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品、立木、コース

##### (3) 投資その他の資産

本件事業に属する長期前払費用

#### 2. 承継する負債

##### (1) 流動負債

本件事業に属する社債、借入金

##### (2) 固定負債

本件事業に属する預り保証金、借入金

#### 3. 承継する雇用契約

(1) 本件事業に従事する組織の属する従業員との間の雇用契約

(2) 新会社の設立日において、本件事業に必要なものと認められる従業員については、当該従業員の同意を得た上で、当該従業員との間の雇用契約を承継する。

#### 4. 承継する契約上の地位

当社が締結している本事業に属する一切の契約に関する契約上の地位及びそれに付随する権利義務（ただし、雇用契約を除く）

#### 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算出根拠】

当社は本件分割に際して普通株式1,620株を新たに発行し、その全てを新設分割会社に交付致します。新設分割会社はこれを効力発生日における新設分割会社の株主名簿記載の株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって剰余金として配当します。新設分割会社の株式には原則として1株につき1つの人格なき社団桑名カントリー倶楽部への入会申込権が与えられており、株券はゴルフ会員権としての性格及び価値を有しております。会社分割後にはその入会申込権は当社に移行するため、ゴルフ会員権を適切かつ効率的に管理する上で、当社が発行する株式の数については、新設分割会社の発行済株式数と同数とすることが相当であると判断いたします。

#### 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

株式の内容

新設分割会社の株式にはありませんが、当社の株式には人格なき社団桑名カントリー倶楽部への入会申込権を有しております。

#### 6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

#### 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### (1) 株式買取請求権の行使方法について

本件分割に関して、分割会社である新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株主につき、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年2月14日開催予定の新設分割会社の臨時株主総会に先立ち、本件分割に反対する旨を新設分割会社に対し通知し、かつ当該臨時株主総会において本件分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で、新設分割会社が、臨時株主総会の決議の日（平成25年2月14日予定）から2週間以内に行う会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

##### (2) 議決権の行使方法について

議決権の行使方法は、平成25年2月14日開催予定の新設分割会社の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法、又書面によって議決権を行使する方法があります。郵送により議決権を行使する場合には、当該臨時株主総会に関する株主総会参考書類に同封されている議決権行使書用紙に賛否を表示し、新設分割会社に平成25年2月13日午後5時までに到着するように返送することが必要となります。

##### (3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

当社が本件分割に際し発行する株式は新設分割会社の株主名簿記載の株主に郵送いたします。

##### (4) 組織再編成に伴う新株予約権の取扱いについて

該当事項はありません。

## 8【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

#### (1) 書類の種類及びその概要

新設分割会社は、本件分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面を、平成25年1月31日より、新設分割会社の本店に備え置くことといたします。なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

##### 新設分割計画書

会社法第763条6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社が本件分割に際して、新設分割会社に対して交付する株式の数並びに当社の資本金及び準備金の額について定め相当性に関する事項を記載しております。

##### 会社法施行規則第205条第6号イに定める事項

新設分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

##### 会社法施行規則第205条第7号に定める事項

会社分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社及び当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載しております。

#### (2) 当該書類の閲覧方法

新設分割会社の本店に閲覧申請受付場所を設置いたします。

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

新設分割会社分割計画決議取締役会 平成25年1月10日

新設分割会社分割計画承認臨時株主総会 平成25年2月14日（予定）

当社代表取締役選任取締役協議 平成25年2月14日（予定）

当社設立登記日（効力発生日） 平成25年4月1日（予定）

但し、今後手続を進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、日程を変更する場合があります。

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権を行使する方法

本件分割に関して、分割会社である新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株式につき、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年2月14日開催予定の新設分割会社の臨時株主総会に先立ち、本件分割に反対する旨を新設分割会社に対して通知し、かつ当該臨時株主総会において本件分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で新設分割会社が、臨時株主総会の決議の日（平成25年2月14日予定）から2週間以内に行う会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はなく、公認会計士または監査法人の監査証明は受けておりませんが、新設分割会社の最近事業年度における経営成績に基づき算出した、当該期間における当社に承継される予定であるゴルフ場賃貸事業の「営業収益」は以下のとおりであります。また「営業収益」以外の指標等については、算出を行うことが困難であり、また、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、記載しておりません。

平成24年3月期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）	
営業収益	170,400千円

なお、新設分割会社の最近事業年度に係る主要な経営指標等は、以下のとおりです。

回次	第54期
決算年月	平成24年3月
営業収益（千円）	721,182
経常利益（千円）	30,078
当期純利益（千円）	4,635
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	-
資本金（千円）	1,202,950
発行済株式総数（千円）	1,620
純資産額（千円）	1,740,693
総資産額（千円）	9,905,479
1株当たり純資産額（千円）	1,074,502
1株当たり配当額 （内1株当たり中間配当額）（円）	- （-）
1株当たり当期純利益（円）	2,861
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	-
自己資本比率（%）	17.6
自己資本利益率（%）	0.3
株価収益率（%）	-
配当性向（%）	-
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	181,094
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	39,381
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	40,046
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	627,499
従業員数（外、平均臨時雇用者数）（人）	19(3)

（注）1．営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2．当社は連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4．持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。

5．当会社は非上場、かつ気配相場がないため、株価収益率は記載しておりません。

**第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】**

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

該当事項はありません。

#### 2【沿革】

平成25年1月10日 新設分割会社の取締役会において、平成25年2月14日開催予定の新設分割会社臨時株主総会による承認を条件として、平成25年4月1日（予定）より会社分割により新会社を設立する新設分割計画、及び新設分割会社の商号変更について決議。

平成25年2月14日（予定） 本件分割の新設分割計画の承認に係る新設分割会社臨時株主総会。

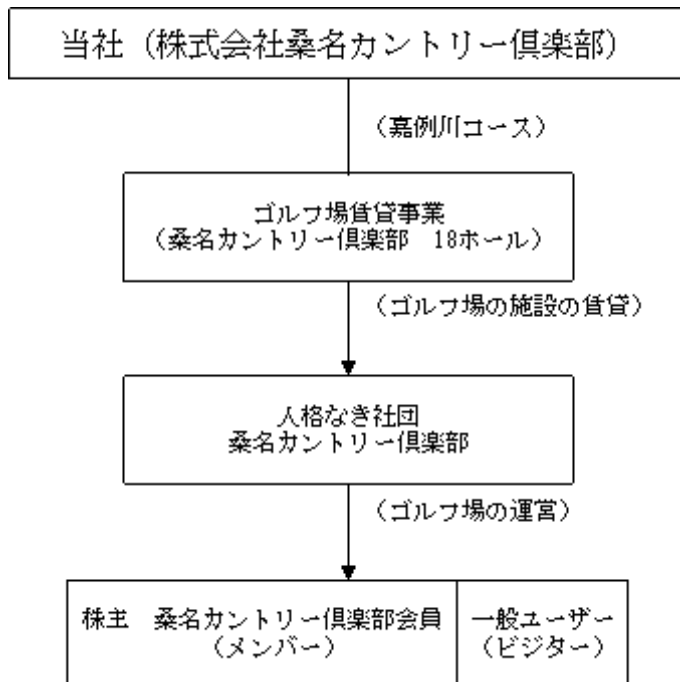
平成25年4月1日（予定） 本件分割により、当社を設立。

#### 3【事業の内容】

- (1) 当社は嘉例川コースのゴルフ・コース及び附属設備を有し、嘉例川コースは、人格なき社団である桑名カントリー倶楽部に賃貸する予定です。桑名カントリー倶楽部はその業務執行機関である理事会の方針に基づき当会社より賃貸したゴルフ・コース及び施設を運営し、当会社の株主即ち倶楽部の会員及びビジターの利用に供し、もって健全なるスポーツであるゴルフの発展に寄与しています。

#### (2) 事業系統図

事業系統図の概要は次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。



## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成25年4月1日(設立予定日)現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2	39	2.9	

(注) 1 従業員数、平均年齢及び平均勤続年数は、新設分割会社の分割対象事業の就業予定人員を基に記載しております。

2 従業員数は就業人員であります。

3 平均勤続年数は、新設分割会社における勤続年数を通算して算出したものを記載しております。

4 平均年間給与は、新設会社であるため記載しておりません。

## (2) 労働組合の状況

当該事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

該当事項はありません。

### 2【販売の状況】

該当事項はありません。

### 3【対処すべき課題】

今後のゴルフ業界の見通しにつきましては、需給構造の大きな転換は予想されず、競争の激化が続く中で顧客に選ばれる品質とコース整備の充実が求められ、ゴルフ場の選別が一層際立つ厳しい状況が続くものと思われまます。当社が行うべき今後の対策として、コース整備では松枯れの進む中での樹種転換の実施、また老朽化が進むクラブハウスの改修、建替えなどコース・施設設備の改善を計画的に図っていくことは必要不可欠であります。

### 4【事業等のリスク】

#### (1) 小規模組織であることについて

当社は平成25年4月1日（分割予定日）において、従業員2名（予定）と小規模であります。小規模組織で人的資源に限りがあ中、個々の役職員の働きに依存している面もあり、役職員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が社外流出した場合には、業務に支障が生じる可能性があります。

#### (2) 配当政策について

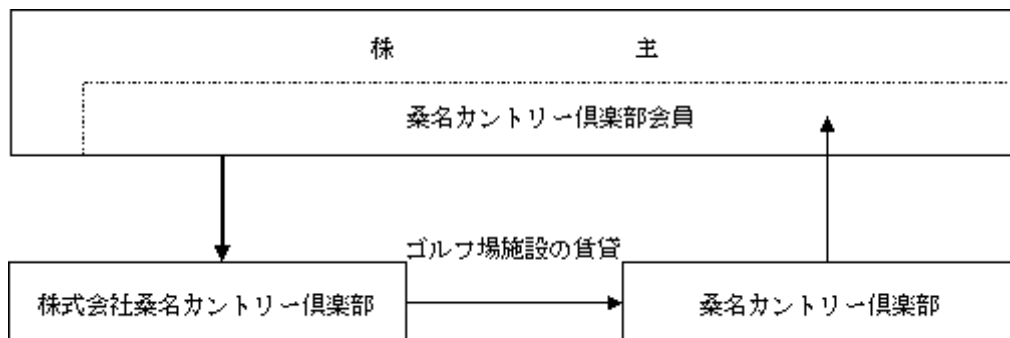
当社の株主は、人格なき社団の桑名カントリー倶楽部が運営するゴルフ場の会員として、ゴルフコースの優先使用权を有し低廉なる料金でゴルフ場を使用することができます。従って、金銭による利益配当は行わない予定です。内部留保資金は、経営体質の一層の充実ならびに将来の設備改善に役立てたいと考えております。

#### (3) 人格なき社団の桑名カントリー倶楽部との関係について

桑名カントリー倶楽部との関係について

当社の株主は人格なき社団の桑名カントリー倶楽部が運営するゴルフ場の会員となる権利を与えられ入会することができます。

また、当社は人格なき社団の桑名カントリー倶楽部に対してゴルフ場施設を賃貸する予定であります。



桑名カントリー倶楽部との取引関係について

当社は嘉例川コースのゴルフコース及び附属設備を有し、嘉例川コースは人格なき社団である桑名カントリー倶楽部に賃貸する予定です。その為、桑名カントリー倶楽部とのゴルフ場施設賃貸借契約に変更があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は、人格なき団体の桑名カントリー倶楽部とゴルフ場施設賃貸借契約を締結する予定です。

(契約内容)

1. 賃貸物件 嘉例川コース（詳細については設備の状況を参照）
2. 賃貸料 月額15,200（千円）（予定）
3. 保証金 515,000千円
4. 賃貸期間 特に定めない。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

### 2【主要な設備の状況】

平成25年4月1日（設立予定日）現在

事業所名 (所在地)	ゴルフ場賃貸事業	
	三重県桑名市嘉例川北之平外9字	
	面積 (㎡)	金額 (千円)
種類別の帳簿価格		
建物	5,136.89	136,156
構築物		39,480
機械及び装置		3,461
車輛運搬具		
工具、器具及び備品		353
土地	927,018.23 (11,717.9)	332,527
立木		14,277
コース勘定		1,314,833
リース資産		
合計	932,155.12 (11,717.9)	1,841,089
従業員数（外、平均臨時雇用者数）		2（ ）名

(注) 土地の面積の（ ）書きは、賃貸部分を示しており、外書きであります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,800
計	1,800

## 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,620	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
計	1,620		

(注) 本件分割の効力発生日（平成25年4月1日予定）における予定数です。

## (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年4月1日	1,620	1,620	90,000	90,000	1	1

(注) 1 資本準備金の額は会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から、資本金の額を控除して得た額とすることといたします。

2 本件分割の効力発生日（平成25年4月1日予定）における予定であります。

## (5)【所有者別状況】

平成25年4月1日（設立予定日）現在

区分	株式の状況							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		3		75			1,415	1,493	
所有株式数 (単元)		10		195			1,415	1,620	
所有株式数の 割合(%)		0.6		12.0			87.4	100	

## ( 6 ) 【大株主の状況】

平成25年4月1日（設立予定日）現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	名古屋市西区則武新町3丁目1番36号	14	0.86
株式会社中日新聞	名古屋市中区三の丸1丁目6番1号	6	0.37
日本ガイシ株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2丁目56番地	5	0.30
株式会社三菱東京UFJ銀行名古屋営業部	名古屋市中区錦3丁目21番24号	5	0.30
株式会社川本製作所	名古屋市中区大須4丁目11番39号	5	0.30
株式会社電通中部支社	名古屋市中区栄4丁目16番36号	4	0.24
近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	4	0.24
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	4	0.24
中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番	4	0.24
水谷建設株式会社	桑名市蛸塚新田328番地	4	0.24
見田工作株式会社	名古屋市南区豊田4丁目5番20号	4	0.24
計		59	3.64

## ( 7 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成25年4月1日（設立予定日）現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）			
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,620	1,620	権利内容に何らかの限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	1,620		
総株主の議決権		1,620	

## 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（数）	所有株式数の合計（数）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計					

( 8 ) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

( 1 ) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 2 ) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の株主は、人格なき社団の桑名カントリー倶楽部が運営するゴルフ場の会員として、ゴルフコースの優先使用权を有し低廉なる料金でゴルフ場を使用することができます。従って金銭による利益配当は行わない予定です。内部留保金は経営体質の一層の充実ならびに将来の設備改善に役立てたいと考えております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社は、非上場でありますので該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

効力発生日において就任予定の提出会社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		佐伯 進	大正14年5月13日	昭和22年3月 東京商科大学卒業 平成元年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役 平成7年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部代表取締役社長（現任） 平成25年4月 当社代表取締役社長に就任（予定） （主要な兼務の状況） 平成7年2月 桑名カントリー倶楽部理事長（現任） 平成14年6月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド顧問（現任）	（注）3	
常務取締役		三澤 孝行	大正15年1月18日	昭和24年3月 日本大学経済学部専門部終了 平成5年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役 平成11年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部常務取締役（現任） 平成25年4月 当社常務取締役に就任（予定） （主要な兼務の状況） 平成11年10月 山重組運輸株式会社代表取締役社長（現任）	（注）3	1
取締役		大矢 正明	大正14年1月24日	昭和23年 日本大学工業部卒業 昭和29年6月 株式会社大矢鋳造所 昭和46年 愛知県銅合金鋳物工業協同組合理事長 平成4年 日本非鉄金属鋳物協会会長 平成25年4月 当社取締役に就任（予定）	（注）3	1
取締役		岡谷 篤一	昭和19年5月14日	昭和42年3月 慶応義塾大学経済学部卒業 平成9年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役（現任） 平成25年4月 当社取締役に就任（予定） （主要な兼務の状況） 平成2年6月 岡谷鋼機株式会社代表取締役会長（現任）	（注）3	1
取締役		加藤 進	大正12年9月24日	昭和23年 慶応大学卒業 昭和24年 中日ドラゴンズ入団 昭和35年 NHKプロ野球解説者 平成元年 ドラゴンズOB会長 平成25年4月 当社取締役に就任（予定）	（注）3	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		加藤 倫朗	昭和18年3月24日	昭和40年3月 名古屋工業大学窯業工学科卒業 平成21年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役に就任(予定) (主要な兼務の状況) 平成23年6月 日本特殊陶業株式会社代表取締役会長(現任)	(注)3	
取締役		小林 昭三	昭和3年3月19日	昭和20年3月 旧制三重県桑名中学校卒業 昭和22年9月 旧制国立松江高等学校中途退学 平成12年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部監査役 平成18年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役に就任(予定) (主要な兼務の状況) 平成20年3月 カネソウ株式会社代表取締役名誉会長(現任)	(注)3	1
取締役		柴田 昌治	昭和12年2月21日	昭和34年3月 名古屋大学法学部卒業 平成24年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役に就任(予定) (主要な兼務の状況) 平成23年3月 日本ガイシ株式会社相談役(現任)	(注)3	
取締役		土屋 嶼	昭和21年8月9日	昭和45年3月 慶応義塾大学法学部卒業 平成14年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役に就任(予定) (主要な兼務の状況) 平成5年6月 株式会社大垣共立銀行取締役頭取(現任)	(注)3	
取締役		夏目 和良	昭和16年7月7日	昭和40年3月 同志社大学経済学部卒業 平成16年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役に就任(予定) (主要な兼務の状況) 平成20年6月 中部日本放送株式会社代表取締役会長(現任)	(注)3	
取締役		西村 憲一	昭和13年4月2日	昭和41年3月 同志社大学機械工学部卒業 平成11年6月 現株式会社桑名カントリー倶楽部取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役に就任(予定) (主要な兼務の状況) 昭和57年12月 光精工株式会社代表取締役社長(現任)	(注)3	1



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		村瀬 満比伍	大正13年 3月30日	昭和16年 3月 県立愛知商業学校卒業 昭和56年 6月 現株式会社桑名カントリー 倶楽部取締役（現任） 平成25年 4月 当社取締役に就任（予定） （主要な兼務の状況） 平成 8年 4月 株式会社なか又代表取締役 会長（現任）	（注）3	
常勤監査役		野本 幸克	昭和13年 4月 7日	昭和37年 3月 早稲田大学第一商学部卒業 昭和37年 4月 株式会社ノリタケカンパ ニーリミテド入社 平成 6年 6月 同社経営管理本部人事部長 就任 平成 9年 6月 同社常勤監査役就任 平成12年 6月 同社常勤監査役退任 平成18年 6月 現株式会社桑名カントリー 倶楽部監査役（現任） 平成25年 4月 当社監査役に就任（予定）	（注）4	
監査役		大鹿 武雄	昭和 8年 6月 7日	昭和24年 3月 旧制愛知県津島中学卒業 平成24年 6月 現株式会社桑名カントリー 倶楽部監査役（現任） 平成25年 4月 当社監査役に就任（予定） （主要な兼務の状況） 平成 8年 4月 有限会社ゴルフニューオオ シカ代表取締役会長（現 任）	（注）4	1
監査役		児玉 昭	昭和 8年 4月 5日	昭和31年 3月 同志社大学経済学部経済学 科卒業 平成18年 6月 現株式会社桑名カントリー 倶楽部監査役（現任） 平成25年 4月 当社監査役に就任（予定） （主要な兼務の状況） 平成21年11月 児玉毛織株式会社監査役 （現任）	（注）4	1
計						8

（注）1．取締役 大矢正明、岡谷篤一、加藤進、加藤倫朗、小林昭三、柴田昌治、土屋嶋、夏目和良、西村憲一、村瀬満比伍は、会社法第2条第15号に定める会社外取締役であります。

2．監査役 大鹿武雄、児玉昭は会社法 第2条 第16号に定める社外監査役であります。

3．取締役の任期は、本件分割の効力発生日である平成25年4月1日（予定）から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4．監査役の任期は、本件分割の効力発生日である平成25年4月1日（予定）から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### （コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は株主即ち会員及びビジターのゴルフ場施設利用に供し、健全スポーツであるゴルフの発展を尊重し、企業価値を高める事を経営者の責務とし、経営執行の過程において取締役会の合議機能、監査役会の監視機能あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発展させる事によって、経営の健全性、公平性、透明性を確保する事が基本であると考えております。

#### （コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況）

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る、経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

##### a 経営管理機構

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行います。取締役会は、取締役12名（うち、社外取締役10名）で構成され、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、運用を行います。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行います。また、監査役は経営者に対するモニタリングの機能を果たし内部統制の有効性を高めるために、会計監査人と随時コミュニケーションを行ない、監査役会には会計監査人の出席を促し、相互連携を図ります。

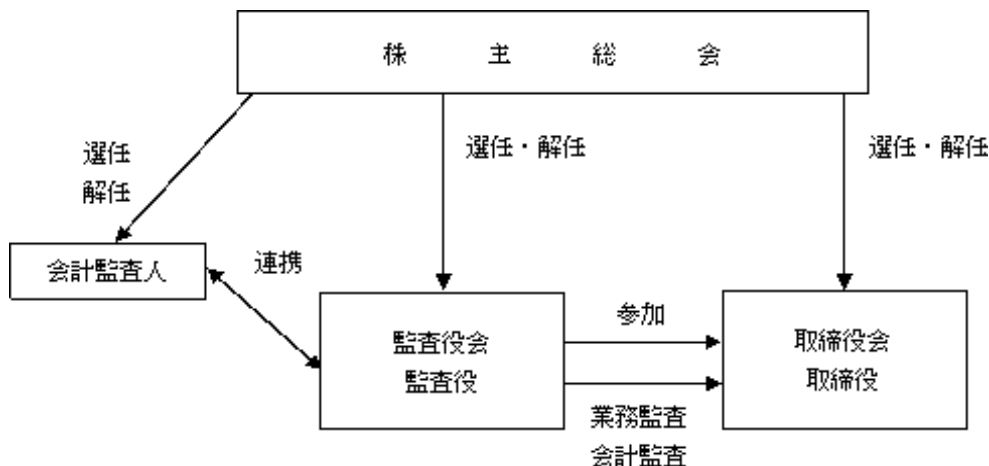
##### b 会計監査人

当社は、会計監査の適正さを確保するため、監査役会及び取締役会が、会計監査人から会社法・金融商品取引法に基づく会計監査の報告を受けます。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は責任者櫻井由美子、その他会計監査業務に係る補助者は公認会計士1名、その他1名を予定しております。

当社と公認会計士櫻井由美子とは会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を予定しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

なお監査の審査体制としては、監査業務に携わっていない独立の立場の公認会計士1名を審査担当員として、監査意見の表明に対し、監査責任者の意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されている事を確かめるため、監査意見、監査の実施状況、監査調書の査閲を受け、監査責任者の意見に同意するか否かの確認を行なう予定であります。



#### 内部統制システムの整備の状況

##### a 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」並びに、「文書保存規程」を定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理、保存する。

「文書管理規程」並びに「文書保存規程」は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

##### b 損失の危機に関する規定その他の体制

代表取締役は、常務取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、必要に応じて、「リスク管理規程」を新たに制定する。

監査役はリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

##### c 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる事を確保する為の体制

代表取締役は、常務取締役を使用人の職務の効率性についての総括責任者に任命し、中期経営計画および年次経営計画に基づいた目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

##### d 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

代表取締役は、常務取締役を使用人の職務が法令及び定款に適合している事に関して総括責任者に任命し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

##### e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、常務取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は指名された使用人の指揮権は監査役に移譲されたものとする。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役又は社外監査役及びその近親者並びにそれらが取締役に就任する会社と当社の間には、重要な利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低限度額としております。

#### 役員報酬

当社は、新設会社のため、取締役及び監査役の報酬は未定です。なお、当社取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議により定める旨を定款に定めております。

#### 取締役の定数及び選任の決議要件

##### a 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

##### b 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

その他の事項については、当社は新設会社であるため該当事項はありません。

#### （2）【監査報酬の内容等】

##### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千万円）	監査証明業務に基づく報酬 （千万円）	非監査業務に基づく報酬 （千万円）

（注）当社は新設会社のため、報酬は未定です。

##### 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

##### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

##### 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	三重県桑名市大字嘉例川861番地
株主名簿管理人	株式会社桑名カントリー倶楽部
取次所	三重県桑名市大字嘉例川861番地 株式会社桑名カントリー倶楽部
名義書換手数料	
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	中日新聞
株主に対する特典	個人1株以上、法人2株以上を所有する株主は会社と別的人格なき社團桑名カントリー倶楽部への入会申込みの権利を得られ、入会者は低廉なる料金でゴルフをすることが出来る。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【提出会社の特別情報】

### 第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 第六部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第54期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月21日東海財務局長に提出。

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第55期中（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）平成24年12月17日東海財務局長に提出。

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成25年1月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年1月15日に東海財務局に提出。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

## 監査報告書

新設会社のため、該当事項はありません。